

広島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市西条町森近字室迫九五番一地从先から東広島市西条町大沢字下南五五二番七地先まで	平成二十一年六月二五日